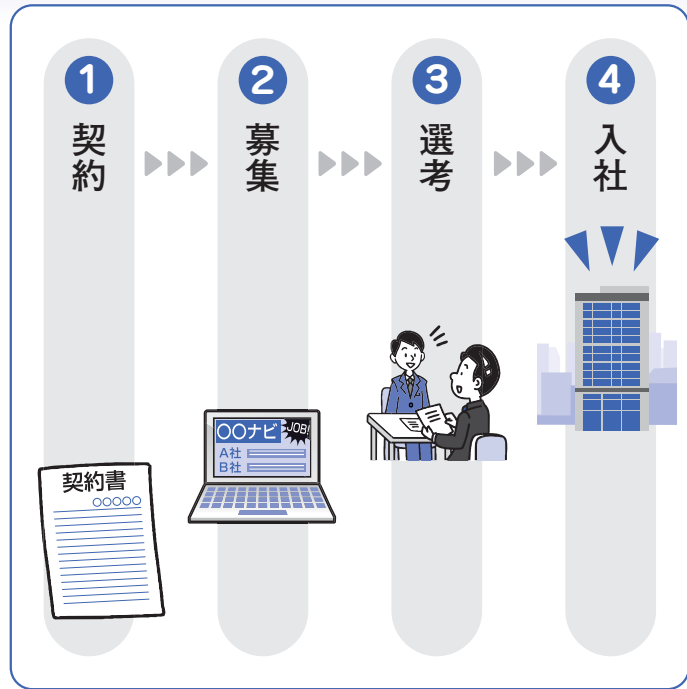




●人材紹介の流れ



まず人材紹介会社(有料職業紹介事業の許可を得た金融機関を含む)は、求人者の相談を受けた企業との間で①人材紹介に関する基本契約を結ぶ。紹介手数料や情報の秘密保持、人材紹介会社から労働条件を明示することなどを定めていく。人材紹介会社が提携する人材紹介会社に一部の業務を委託する場合は、企業に情報を共有することの同意を得る必要がある。

契約が成立したら人材を②募集する。人材紹介会社は、求める人材像や雇用契約の条

件を企業にヒアリングし、求人票に記載する情報を固めていく。求人票の記載項目は職業安定法で定められており、業務内容や契約期間、就業時間や賃金、加入保険などの待遇も書かなければいけない。

求人票を人材紹介会社が公開して応募があれば、企業は③選考に進む。企業と求職者の面接をスムーズに進めるために人材紹介会社は、求職者と事前に面談し、履歴書や職務経歴書だけでなく人材紹介会社の推薦書も企業に提示する。企業と求職者の面接に同席するといった場合もある。

企業と求職者の意思が合致すれば、採用を決めて④入社となる。このときに企業側が採用の決定を事前に通知するのが内定通知だ。受け取った求職者が承諾したら、労働条件通知書も必ず確認してもらう。そして入社日に雇用契約書を交わすのが通例だ。

Q2

人材紹介の提案の手順や契約の仕組みはどうなっているの？

A 募集・選考・入社の手順を契約時に定めて進めていく

人 材紹介を提案するとき

は、①企業との契約、②人材募集、③選考、④入社という流れで進む。

Q & A で理解する!

人材紹介業の基礎知識

森隼人 森興産代表取締役

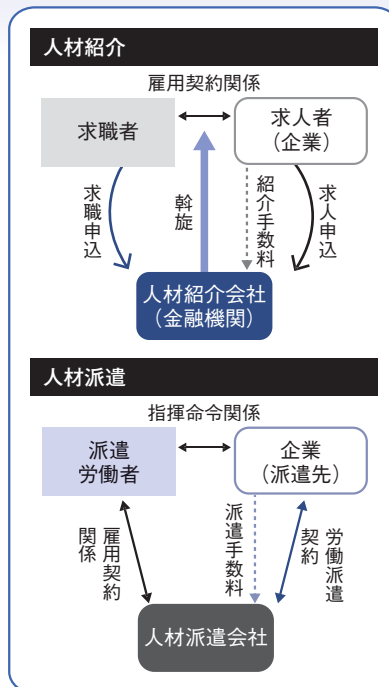
営業店担当者が押さえておきたい、人材紹介ビジネスの基本をQ&Aで見えていく。

Q1

人材紹介と人材派遣はどう違う？

A 企業の採用仲介が「紹介」で「派遣」なら雇用契約しない

●人材紹介と人材派遣の違い



(出所)厚生労働省資料などから筆者作成

様 々な形態がある人材ビジネスの中でも、混同しやすいのが人材紹介と人材派遣だ。

まず人材派遣では、求職者は雇用契約を人材派遣会社と結びつつ、仕事の指揮命令は派遣先から受ける(図表)。社会保障や福利厚生などの労務管理は雇用契約を結ぶ人材派遣会社が担う。

一方で人材紹介は、人材紹介会社が、企業が設定した求

人内容を踏まえて求職者を引き合わせて採用を実現する仕組みだ。このときに人材紹介会社が成果報酬を受けるのが有料職業紹介事業で、厚生労働省の許可を得る必要がある。

人材派遣は派遣期間がある程度限られる一方で、人材紹介は直接・長期での雇用が基本となる。特に金融機関は、2018年3月の金融庁監督指針改正で有料職業紹介事業が「銀行業に付随する業務」として参入可能になったため、「人材紹介」といえば昨今はこのパターンが多い。